第二十三条の三　第二十一条第一項、第二十二条第一項及び第二十三条第一項に規定する推薦の基準は、機構が定める。

（認定の申請等）

第二十三条の四　学資支給金の支給を受けようとする学生等は、機構の定めるところにより、機構に申請するものとする。

2　機構は、前項の規定による申請があったときは、当該申請をした学生等に係る選考を行うものとする。

3　機構は、選考の結果、第二十三条の二第一項第一号及び第二号の選考対象者が確認大学等に入学した場合に学資支給金の支給に係る認定を行うべき者（以下この条において「給付奨学生候補者」という。）であると認めるときは、当該選考対象者に対し、その旨及び支給額算定基準額の区分（令第八条の二第一項から第三項までの各号に掲げる区分をいう。以下同じ。）を通知するものとする。

4　機構は、選考の結果、第二十三条の二第一項第三号の選考対象者が学資支給金の支給に係る認定（以下「給付奨学生認定」という。）を行うべき者であると認めるときは、給付奨学生認定を行うとともに、当該給付奨学生認定を受けた学生等（以下「給付奨学生」という。）に対し、その在学する確認大学等を経由して、その旨並びに支給額算定基準額の区分及び学資支給金の額を通知するものとする。

5　機構は、選考の結果、選考対象者が給付奨学生候補者又は給付奨学生認定を行うべき者でないと認めるときは、当該選考対象者に対し、その旨を通知するものとする。

6　給付奨学生候補者は、確認大学等に入学したときは、機構の定めるところにより、機構に届け出るものとする。

7　機構は、前項の規定による届出があった場合であって給付奨学生候補者が確認大学等に入学したと認めるときは、当該給付奨学生候補者に対し、給付奨学生認定を行うとともに、その在学する確認大学等を経由して、その旨並びに支給額算定基準額の区分及び学資支給金の額を通知するものとする。

8　前項の規定にかかわらず、機構は、給付奨学生候補者が学生等たるにふさわしくない行為があったと認めるときは、給付奨学生認定を行わないことができる。

9　給付奨学生は、在学中に継続して学資支給金の支給を受けようとするときは、機構の定めるところにより、その旨を機構に届け出るものとする。

（給付奨学生の学業成績の判定）

第二十三条の五　確認大学等は、学年（短期大学（修業年限が二年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が二年以下のものに限る。）（第二十三条の九第二号において「短期大学等」という。）にあっては、学年の半期）ごとに、給付奨学生の学業成績が別表に定める基準に該当するかどうかの判定（以下「適格認定における学業成績の判定」という。）を行うものとする。

2　確認大学等は、適格認定における学業成績の判定の結果を機構に通知するものとする。

（給付奨学生等の収入額及び資産額等の判定等）

第二十三条の六　機構は、毎年、給付奨学生及びその生計維持者に係る直近の支給額算定基準額及び資産の合計額がそれぞれ第二十三条の二第二項第四号イ及びロに定める額に該当するかどうかの判定並びに当該支給額算定基準額に応じた学資支給金の額の判定（以下「適格認定における収入額・資産額等の判定」という。）を行うものとする。

2　機構は、給付奨学生に対し、適格認定における収入額・資産額等の判定の結果を通知するものとする。

（学資支給金の額の変更）

第二十三条の七　機構は、適格認定における収入額・資産額等の判定の結果、給付奨学生の学資支給金の額を変更すべきときは、毎年十月に当該学資支給金の額の変更を行うものとする。

第二十四条　第二十一条第一項、第二十二条第一項、第二十三条第一項及び前条第一項に規定する推薦の基準は、機構が定める。

［条を加える］

［条を加える］

［条を加える］

［条を加える］